第5号様式の8(第5条の6関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

　次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

　　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行何選挙(何選挙区)

候補者　　氏名

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名 | 　 |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数 | 　 |

備考

　1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　2　ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

　4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数およびそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　(1)　枚数

　　　　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2枚

　(2)　限度額

　　　イ　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

　　　$\frac{316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$＝単価…1円未満の端数は切上げ

　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額

　　　ロ　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

　　　　$\frac{586,905円＋28円35銭×(ポスター掲示場数-500)}{ポスター掲示場数}$＝単価

…1円未満の端数は切上げ

　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額